



那珂市監査委員告示第2号

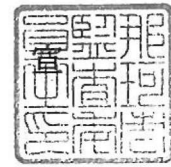
地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき令和7年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年3月25日

那珂市監査委員 城 宝 信



那珂市監査委員 木 野 広



令和7年度  
定期監査報告書

那珂市監査委員

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査

### 2 監査の範囲

令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、又は、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、重点監査項目に収入事務（滞納整理事務及び現金取扱事務）、支出事務（補助金等の支出）、契約事務（契約手続）、財産管理事務（備品管理）、文書管理事務（文書の整理及び保存）を設定し監査を行った。

### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、全課室及びあらかじめ指定した施設に調書及び資料の提出を求め、対象課室等から提出された資料に基づき、予備監査として補助職員による関係書類の監査を実施した。

本監査においては、対象課室長等から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関については、現地において監査を実施した。

### 5 監査の実施期間

令和7年9月26日から令和8年2月26日まで

### 6 監査の対象及び実施日程

監査対象		予備監査	本監査
企画部	秘書広聴課（シティプロモーション推進室・市民相談室・消費生活センター）	令和7年12月4日	令和7年12月25日
	政策企画課	令和8年1月6日	令和8年1月23日
	財政課	令和8年1月7日	令和8年1月26日
総務部	総務課（行財政改革推進室・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局）	令和8年1月7日	令和8年1月26日
	管財課（DX推進室）	令和8年2月3日	令和8年2月26日
	税務課	令和7年11月6日	令和7年11月27日
	収納課	令和7年11月6日	令和7年11月27日
	瓜連支所	令和7年12月3日	令和7年12月24日
市民生活部	防災課	令和8年2月2日	令和8年2月24日
	市民協働課	令和8年1月5日	令和8年1月23日

	ふれあいセンターよこぼり	令和7年 9月 26日	令和7年 10月 28日
	ふれあいセンターすがや	令和7年 9月 26日	令和7年 10月 28日
	ふれあいセンターごだい	令和7年 9月 26日	令和7年 10月 28日
	ふれあいセンターよしの	令和7年 9月 26日	令和7年 10月 28日
	総合センターらぼーる	令和7年 12月 3日	令和7年 12月 24日
	市民課	令和8年 1月 5日	令和8年 1月 23日
	環境課	令和8年 2月 2日	令和8年 2月 24日
保健福祉部	社会福祉課	令和8年 1月 9日	令和8年 1月 23日
	こども課（こども家庭センター、家庭児童相談室）	令和8年 1月 8日	令和8年 1月 23日
	菅谷保育所	令和7年 11月 5日	令和7年 11月 21日
	地域子育て支援センター	令和7年 11月 5日	令和7年 11月 21日
	こども発達相談センター	令和7年 11月 5日	令和7年 11月 21日
	介護長寿課	令和8年 1月 9日	令和8年 1月 23日
	保険課	令和7年 12月 4日	令和7年 12月 25日
	健康推進課	令和7年 11月 5日	令和7年 11月 21日
産業部	農政課	令和8年 2月 4日	令和8年 2月 26日
	商工観光課	令和8年 2月 4日	令和8年 2月 26日
	道の駅整備課	令和8年 2月 4日	令和8年 2月 26日
建設部	都市計画課（開発指導室）	令和8年 2月 3日	令和8年 2月 26日
	土木課（土地開発公社）	令和8年 2月 4日	令和8年 2月 26日
上下水道部	下水道課	令和7年 11月 10日	令和7年 11月 25日
	水道課	令和7年 11月 4日	令和7年 11月 25日
会計課		令和7年 10月 1日	令和7年 10月 27日
議会事務局		令和7年 10月 1日	令和7年 10月 27日
農業委員会事務局		令和7年 10月 1日	令和7年 10月 27日
教育委員会	学校教育課（指導室）	令和7年 12月 3日	令和7年 12月 24日
	学校給食センター	令和7年 9月 26日	令和7年 10月 28日
	ひまわり幼稚園	令和7年 9月 26日	令和7年 11月 21日
	菅谷西小学校	令和7年 9月 30日	令和7年 10月 29日
	五台小学校	令和7年 9月 30日	令和7年 10月 29日
	第一中学校	令和7年 9月 30日	令和7年 10月 29日
	生涯学習課	令和7年 12月 3日	令和7年 12月 24日
	スポーツ推進室	令和7年 11月 6日	令和7年 11月 27日
	図書館	令和7年 11月 5日	令和7年 11月 21日
	中央公民館	令和7年 11月 6日	令和7年 11月 27日
	歴史民俗資料館	令和7年 11月 6日	令和7年 11月 27日
消防本部	総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署	令和7年 9月 26日	令和7年 10月 28日

## 第2 監査の結果及び所見

### 1 重点監査項目による監査結果

#### (1) 収入事務

##### (滞納整理事務)

滞納整理事務は、適正に執行されていると認められた。

所管課においては、滞納の状況と理由を明確に把握し、引き続き収入未済解消に向けて計画的に対応を進めるとともに滞納額の縮減に取り組まれない。また、長期間にわたり滞納が続き、徴収の見込みがない債権については、漫然と管理を続けるのではなく、法令に基づき適時適切に不納欠損処分を検討し、債権管理の適正化を図られたい。

##### (現金取扱事務)

現金取扱事務は、適正に執行されていると認められた。今後も現金の取り扱いは常に事故のリスクを伴うものであるため、基本動作を徹底し、事故防止及び適正な事務の執行に努められたい。

しかし、一部の部署において、窓口で収納した現金の処理状況を確認したところ、受領から金融機関への払い込みまでに数日間の滞留している事例が見受けられた。収納した現金は速やかに指定金融機関等へ払い込むことを徹底し、手持ち現金に伴うリスクの最小化に努められたい。

また、郵便切手等の金券の管理については、令和5年度の指摘を踏まえ、保管状況等が改善していることから適正な保管を継続するよう努められたい。

加えて、一部の部署においては、職務に関連する準公金を数多く取り扱っている。準公金についても公金と同様に厳正な管理が求められるものであるが、地方自治法や本市の財務規則等の法令の適用を受けないため、各課で入金・出金の手続きが完結することから不適切な事案等が発生するリスクが大きい。万一、事故等が発生した場合には、職員及び市の管理責任が問われ、市民からの信頼を損なうことになるため、より一層のリスク管理が必要である。必ず複数名で確認を行い、引き続き厳正な管理に努められたい。

#### (2) 支出事務（補助金等の支出）

補助金等の支出は、適正に執行されていると認められた。

今後も補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われているものであることから、事業の進捗状況や実績を的確に把握し、公金支出の妥当性を都度意識し、慣例的に事務を行うのではなく、交付規則及び要綱を遵守して適正な交付事務の執行に努められたい。

#### (3) 契約事務（契約手続）

契約に係る事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかし、一部の部署において、契約事務で作成した一連の書類が適切に保存されていない事例が見受けられた。必要書類の不足や不備による支払い遅延等、相手方に不利益が生じることがあれば、事業者は当然ながら市民からの信頼も損なうことになるため、書類の適切な保存について十分留意されたい。また、本年度の監査については、令和7年4月1日付で那珂市財務

規則及び那珂市事務決裁規程ほか契約関係例規が改正されたことから、改正施行日を基準として、それぞれの期間における適正な決裁権者による決裁が行われているかを確認したところ、改正内容は概ね浸透しているが、担当課室ができる契約事務の範囲が増えることから、今まで以上に事務の執行に留意されたい。契約事務における不適切な事務処理は、前例踏襲によるところや基本的事項の認識不足によるものが多いことから、財務規則を改めて再確認し、適正な契約事務の執行に努められたい。

#### (4) 財産管理事務（備品管理）

備品管理は、適正に執行されていると認められた。

市有財産である備品の使用状況及び保管状況を正確に把握することは、市民から託された大切な財産を管理する重要な事務であることから備品管理の重要性を認識し、備品の使用状況及び保管状況の把握に努め、照合の結果を正確に備品管理システムに記録されたい。

#### (5) 文書管理事務（文書の整理及び保存）

文書の整理及び保存は、適正に執行されていると認められた。

文書は年度別にファイリングして整理され、個人情報を含む文書については鍵付のキャビネットに保存されている。また、今後予定される内部事務システムの更新により、新たな文書管理システムへの移行も控えていることから、新システムへの移行を想定した文書の整理及び保存を意識し、引き続き適切な事務の執行に努められたい。

## 2 対象課室別の監査結果

### 【企画部】

秘書広聴課（シティプロモーション推進室、市民相談室、消費生活センター）、政策企画課、財政課

#### （監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

#### （個別的所見）

秘書広聴課について、現在月2回発行している広報については、紙面情報は概要にとどめ詳細は二次元コード等で市ホームページへ誘導する等、将来的には発行回数の見直しも視野に入れ、デジタル媒体との連携を強化し紙面とのバランスを考え、持続可能な広報体制への転換を進められたい。

政策企画課について、政策企画課が所管する業務が増大し組織的な余力が失われつつある現状に鑑み、新規事業の立ち上げ後は速やかに他課へ移管する仕組みを確立するとともに、新たな事業をスタートするためにも既存事業の休廃止を検討し、持続可能な行財政運営に資する体制を整えられたい。また、子育て世帯の定住促進のため住宅を取得する費用の一部を助成しているが、相当な費用をかけて住宅を取得しようと考えている人にとっては、この制度で得られる金額は極めて少額であり、定住促進の呼び水になっているとは言い難い。近隣市町村においても同様の制度があることから、那珂市だけ制度がないという状態に抵抗があると思われるが、那珂市に住むことのメリット等市の魅力発信に注力する方がより効果を見込めると考えるので、事業の在り方について検討されたい。

### 【総務部】

総務課（行財政改革推進室、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局）、管財課、税務課、収納課、瓜連支所

#### （監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

#### （個別的所見）

総務課について、職員の休職期間が長期化する傾向が見受けられる中、復職時における配置先や業務量の調整等、個々の状況に応じたきめ細やかな支援体制の構築が求められるため、研修派遣等を通じた外部交流の機会も活用しつつ、職員が孤立することなく円滑に職場復帰できる環境づくりに努められたい。

管財課について、自治体のDX推進は市民の利便性向上や業務の効率化に繋がることから積極的に推進されたい。また、システム標準化への移行に際しては、国の示すコスト削減効果が確実に発揮されるよう、移行後のランニングコスト及び人員配置の状況についても十分注視し、

適正な予算執行に努められたい。

#### 【市民生活部】

防災課、市民協働課（ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターすがや、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーる）、市民課、環境課

#### （監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

#### （個別的所見）

防災課について、防災マップの更新・配布にあたっては、多額の印刷製本費や配布経費を要することが想定されるため、今後は、紙媒体への過度な依存を見直し、スマートフォンアプリや市ホームページ等のデジタル媒体を積極的に活用し、住民の利便性向上を図るとともに、情報の随時更新を可能とし、将来的な改訂コストの抑制につなげられたい。

環境課について、大宮地方環境整備組合環境センターは、現在、大規模改修工事が実施されており、これにより施設の耐用年数の延長が見込まれている。しかしながら、将来的には人口減少等の影響により、周辺自治体との広域連携による施設整備の必要性が生じることも想定される。そのため、持続可能な行政運営の観点から、県への働きかけも含め、長期的な視点に立った検討を進められたい。

また、公園墓地事業においては、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、墓じまいや合葬墓、樹木葬等の新たな需要に対応した区画整備や管理手法の導入を検討されたい。

#### 【保健福祉部】

社会福祉課、こども課（こども家庭センター、家庭児童相談室、菅谷保育所、地域子育て支援センター、こども発達相談センター）、介護長寿課、保険課、健康推進課

#### （監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

#### （個別的所見）

社会福祉課について、制度の複雑化や相談件数の増加により、職員の業務負担の増大が見受けられることから、窓口対応におけるAI技術の活用や、定型的業務の分離について検討し、正規職員の負担軽減を図るとともに、他自治体の先進事例も参考にしながら、持続可能な業務執行体制の構築に向けた取組を段階的に進められたい。これにより、職員の長時間労働の是正を図り、心身の健康保持と行政サービスの質の向上の両立が図られるよう、職場環境の整備に努められたい。

## 【産業部】

農政課、商工観光課、道の駅整備課

### （監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

### （個別的所見）

農政課について、農業従事者の減少や高齢化が進行する中、認定農業者等連絡協議会や農業機械士協議会等の各団体に対する支援については、各団体の自主性を尊重しつつ、将来的な組織の統合や一本化も視野に入れた行政運営を検討されたい。また、事務局機能の集約化や合同事業の開催等を通じ、担い手支援の一層の充実に向けた環境整備を進められたい。

道の駅整備課について、道の駅の整備にあたっては、高品質かつ独自性のある産品を厳選して提供する等、本市の特産品や観光資源を効果的にPRし、「那珂市には良いものがある」との認知が広がるよう、那珂市の認知度向上とイメージアップに努められたい。また、本市の魅力を市内外へ広く発信できる拠点として機能させることで、市全体のブランド化と交流人口の拡大につなげ、持続可能な安定経営が図られるよう努められたい。

## 【建設部】

都市計画課（開発指導室）、土木課（土地開発公社）

### （監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

### （個別的所見）

土木課について、道路植栽の維持管理には、多額の費用が必要であることから、景観や環境への配慮と維持管理コストのバランスを考慮し、植栽帯の撤去や防草対策（舗装化等）を含めた検討をされたい。また、除草剤の活用や剪定頻度の調整等、効率的な管理手法を検討し、限られた財源を有効活用し、将来にわたり持続可能な道路維持管理体制を確立されたい。

## 【上下水道部】

下水道課、水道課

### （監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

### （個別的所見）

下水道課について、現場の連続性や緊急性を踏まえ、随意契約を適切に活用することで、事務処理の簡素化と工期短縮を図られたい。また、少額契約や追加工事等に係る契約事務につい

ては、形式的な入札手続きによる事務負担の増大を避け、実質的な経済性と業務効率を意識した契約事務の運用に努められたい。

#### 【会計課】

##### （監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

##### （個別的所見）

会計課について、振込手数料の有料化が進む状況を踏まえ、誤振込等による再振込に伴う不要な手数料負担の発生を抑制するため、必要に応じて庁内への周知徹底を図られたい。また、歳計現金及び基金等の運用については、安全性を優先としつつ、支払資金需要に支障のない範囲で、引き続き効率的な資金管理の徹底に努められたい。

#### 【議会事務局】

##### （監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

##### （個別的所見）

議会事務局について、タブレット端末の導入や「議会だより」の発行部数の適正化等、ペーパーレス化や経費節減に向けた取り組みが進められていることは評価できる。今後は、音声認識システム活用やコンプライアンス研修の継続実施等、デジタル技術の活用と意識改革を両輪とし、更なる議会運営の効率化と信頼性向上に努められたい。

#### 【農業委員会事務局】

##### （監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

##### （個別的所見）

農業委員会事務局について、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中、将来にわたり持続可能な農業を実現するためには、「収益性の高い農業」の視点を踏まえた取組を進めていくことが必要である。ついでには、耕作条件が不利な農地については、農地以外への転換も含めた現実的な土地利用方針の確立を図り、限られた予算を適切な事業に活用できるように努められたい。

#### 【教育委員会】

学校教育課（指導室、学校給食センター、ひまわり幼稚園、菅谷西小学校、五台小学校、第一中学校）、生涯学習課（スポーツ推進室、図書館、中央公民館、歴史民俗資料館）

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(個別的所見)

学校教育課について、教員の働き方改革を推進するため、校務支援システムの県内統一化に向けた調整を加速させるとともに、AI等の先端技術の活用を検討し、教育の質の向上と業務効率化を両立されたい。また、学校空調設備の整備にあたっては、学習環境改善と避難所機能を最優先しつつ、過度な学校間格差が生じないように、限られた予算で計画的な整備を進められたい。

【消防本部】

総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署

(監査の結果)

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

(個別的所見)

消防本部について、設備の更新については、消防法等で設置が義務付けられていることから、導入手法や仕様の精査によりコスト縮減が可能であることを踏まえ、常に市場価格を意識した調達に努められたい。特に、LED化等の省エネルギー改修においては、ランニングコストの低減効果のみならず、イニシャルコストの抑制にも配慮し、長期的な視点に立った最も有利な手法の選択に努められたい。

### 第3 総括的所見

少子高齢化の進行と人口減少は、本市の財政基盤や地域社会の担い手不足に深刻な影響を及ぼしつつある。扶助費の増大や公共施設の老朽化対策に加え、今後は物価高騰や人件費の上昇による行政コストの増加も避けられない状況にあることが想定される。

こうした限られた財源と人的資源の中で、現在実施しているすべての事業を継続し、すべての公共施設を管理し続けることは難しくなることが考えられることから、将来にわたり持続可能な財政運営と市民サービスの質を維持していくためには、前例踏襲型の事務事業を漫然と継続するのではなく、市民にとって真に必要な施策を見極め、将来を見据えた「選択と集中」を徹底し、経営資源を最大限に活用する視点が不可欠であると思われる。

公共施設の維持管理においては、優先順位に基づいた計画的な修繕・更新が不可欠であるが、現実には老朽化に起因する突発的な不具合（修繕等）への対応に迫られ、財政的な制約もあり、計画修繕を行うことが停滞している状況が見受けられる。

については、将来にわたり持続可能な市民サービスを提供するため、施設の集約化・複合化や統廃合を検討し、中長期的な視点に立った公共施設等の適正配置と計画的な保全管理体制の構築を推進していく必要があると思われる。

長年継続している事務事業の中には、社会情勢の変化により所期の目的が達成されたものや、費用対効果が希薄化しているものも見受けられる。

多様化する市民ニーズや新たな行政需要に対応するための財源及び人員を確保するためには、既存事業の継続ありきではなく、廃止・縮小を含め、事業の有効性や必要性をゼロベースで検証し、役割を終えた事業の廃止や民間活力の導入等、行政のスリム化と重点化を徹底する必要があると思われる。

各施設の他、市道や公園をはじめとする公共施設については、設置後にも維持管理費のほかに借地料・起債利子等の諸コストが必要なことを十分認識し、将来世代への過度な負担とならないよう、計画段階からランニングコストを意識した設計・施工が求められる。特に、道路植栽等の緑化管理については、多額の経費を要している現状を踏まえ、景観への配慮と財政負担のバランスを再考し、植栽の整理・統合や防草対策の強化等、時代に合わせた見直しを行い、抜本的な見直しによるコスト縮減を図るべき時期に来ていると思われる。

補助金を交付している各種団体や、組織運営については、会員数の減少や社会情勢の変化に対応した見直しが急務である。類似の目的を持つ団体の統合・一本化や、実態に即した定数の適正化、慣例的な行事の廃止等を進め、組織の効率化と構成員の負担軽減を図るとともに、浮いた財源を真に必要な活動や装備の充実に充てる等、時代に即した支援体制へと転換していく必要があると思われる。

契約事務や公金管理については、形式的に前例踏襲をおこなうことなく、公平性、経済合理性及び効率性を最優先に判断すべきである。工事請負契約における随意契約の適切な活用や事務コストの削減及び、手数料負担の抑制といった実利を追求し、市民の税金を無駄にしないための最

適な手法を選択していくことが肝要であると思われる。

借地については、行政が行う事業は利益を目的とするものではないことから、借地により公共施設の整備を行うことは、コストを押し上げる大きな要因となると考えられる。ついては、必要な事業用地においては、取得することを基本とするとともに、借地については引き続き解消に向けて取り組んでいく必要があると思われる。

利用料等については、特定の者のみが恩恵を受けることとならないよう、相応の受益者負担を求めていくことが必要である。そのため、利用料の減額又は免除としている利用団体についても、今後、負担を求めることについて検討すべき時期に来ている。ついては、利用率及び実際の収入状況にも留意しながら、取り組んでいく必要があると思われる。

食糧費の支出に当たっては、令和8年度当初予算編成要領において、使途、出席人数及び出席者を明確にした上で必要なもののみを計上することとされていることを踏まえ、支出命令書においても、付記欄に単価及び人数のほか、使途（会議名・出席者）を明記する等、社会通念上適切なものかどうかを容易に判断することができるよう留意する必要があると思われる。

消耗品費の支出に当たっては、単年度予算主義の原則に鑑み、当年度予算では当年度に必要な物品を購入すべきものであることから、年度末に多量の購入を行うことがないよう留意されたい。また、手土産等の支出に当たっては、食糧費の支出と同様に、支出命令書の付記欄に使途を明記する等、社会通念上適切なものかどうかを容易に判断することができるよう留意する必要があると思われる。

未収金については、明らかに収納が困難と思われる債権を、長期間そのまま未収金として計上し続けている事例が見受けられる。多くは、自力での調査権や執行権を有しない私債権に分類されるものであるが、未収金を計上し続けることにより不要な事務処理や、経費を要していることにも十分留意する必要がある。いたずらに判断を先延ばしすることなく適切に判断していくことが求められるが、現状では十分に進んでいない状況であることから、取扱い基準等を定める等、適切な債権管理の在り方について議論し検討していく必要があると思われる。

以上のことを踏まえ、事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう、また、組織及び運営の合理化に努めるよう留意されたい。